特集

通級指導の実践と展望

1993年度に「通級による指導」が制度化されてから30年が経とうとしています。2006年度からは発達障害の子どもたちが対象に加えられたことで、各地で通級指導を受ける子どもたちの数はこの16年間で3倍もの人数になりました。2018年度には高等学校における通級指導も制度化されるなど、そのニーズは高まり続けています。また、「通級による指導」の実態は地域によってさまざまで、その実践も子どもたちにどういった力を培っていけばいいのかと日々試行錯誤されています。

今回の特集では「通級による指導」の実態・実践報告から、通級指導の役割と今後の展望について考えていきたいと思います。

座談会

子どもを丸ごと受けとめ、子どもが成長する通級教室

■通常学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を通級教室で受ける「通級による指導」。しかし地域によってその教育条件はさまざまです。今回の座談会では埼玉、京都、北海道の3つの地域の通級担当者が集まって、地域ごとのちがいや通級教室の役割について話してもらいました。

各地の状況

――本日はよろしくお願いします。まずは自己紹介をかねてみなさんの地域の通級教室の状況を教えてください。

篠田　埼玉の篠田です。通級の担当になったのは2009年度からで、教室の立ち上げから関わりました。現在は川越市に勤めています。通級の担当としては3校目になります。川越市は小学校が32校、中学校が22校ある中核市です。通級教室は小学校に4校あり、中学校には2校しかありません。市全体では二百数十人の子どもたち（小学校）が通級指導を受けています。

埼玉県では2009年から県内の全市町に通級を立ち上げるという施策が実施されて教室は増加していきました。ところが2019年9月に県教委から「通級による指導の教員配置要綱」が出され、通級指導を受ける子ども13～25人に教員1人（発達障害・情緒障害学級の場合）となり、子どもが13人未満の場合は教員が配置されないことになりました。実際に私が2校目に担当した学校は、小学校4校の小さな町にあり、私が離任する時に子どもが13人集まらず通級教室がなくなってしまいました。子どものニーズに応じて教室が立ち上がるのが望ましいのに、教室存続のために子どもを集めなければならないという逆の論理が働いています。このことは埼玉県の大きな問題だと感じています。

葉狩　京都の葉狩です。向日市で通級担当をしています。今の学校に赴任して13年目になります。向日市には長い歴史のあることば・きこえの教室があり、長らくそれ以外は新設されない状況が続いていましたが、2013年度に新たに教室ができることになり、その時から通級担当をしています。構音指導を必要とする子もいますが、ほとんどはADHDや自閉症等の子どもたちです。対人不安、不適応、不登校や、保護者の育児困難といったケースも多いです。

私の学校では例年25人前後の子どもたちを受け持っています。となりの学校では40人近くの子どもがいて、そうじの時間や休み時間に通級教室に呼んで指導している子もいると聞いています。通級を希望する子どもが多く、待機ケースも少なくありません。

向日市では2017年度に市内の小学校6校すべてに通級教室ができて、他校の子を受け入れることがなくなりました。それまでは他校通級の子どもは放課後まで指導にあたってそれからやっと職員室で話ができるという状況でした。各校に教室が設置されたことで、放課後に自校の子どものことを職員室で話ができるようになったことがよかったです。子どもたちにとっても、保護者にとっても、働く教員にとっても全校設置はいかにありがたいことかと思います。

藤枝　北海道の藤枝です。北海道は行政区画が14の振興局に分かれていて、私は石狩教育局で採用されました。札幌市を除く5市1町1村の中で異動・交流があります。石狩管内では、ことばの教室はたくさんありましたが、2006年度に情緒・発達の通級教室が千歳市にできて、その後北広島市に、各市にひとつずつできていきました。現在私が勤めている恵庭市は開設6年目で、私も教室の立ち上げから担当しています。

恵庭市には小学校が8校あり、通級教室が1つしかなかった時は75人まで子どもが増えました。もう1つの学校に教室ができて分割されましたが、それでも64人の子どもたちを2人体制でみています。4人くらいでグループをつくり、となりの教

座談会参加者のみなさん

篠田友子さん

埼玉県川越市。通級担当13年目。好きな言葉は「明けない夜はない」。

葉狩里美さん

京都府向日市。通級担当9年目。趣味はパッチワークやハワイアンキルトで手作りすること。

藤枝理恵さん

北海道恵庭市。通級担当9年目。趣味はjazz saxの修行、愛犬との意思疎通。

司会：鈴木希世佳
（『みんなのねがい』編集部）

＊国の基準（2017年義務標準法改正による「基礎定数化」）では、通級指導を受ける子ども13人に対して1人の教員数を算定する。23ページの越野和之さんの論考もご参照ください。